



再資源化事業等高度化法施行令等に係る パブリックコメント案の報告

令和 7 年 9 月

環境再生・資源循環局



再資源化事業等高度化法の概要

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布
令和7年2月1日一部施行



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の**高度化に**
向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を**確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



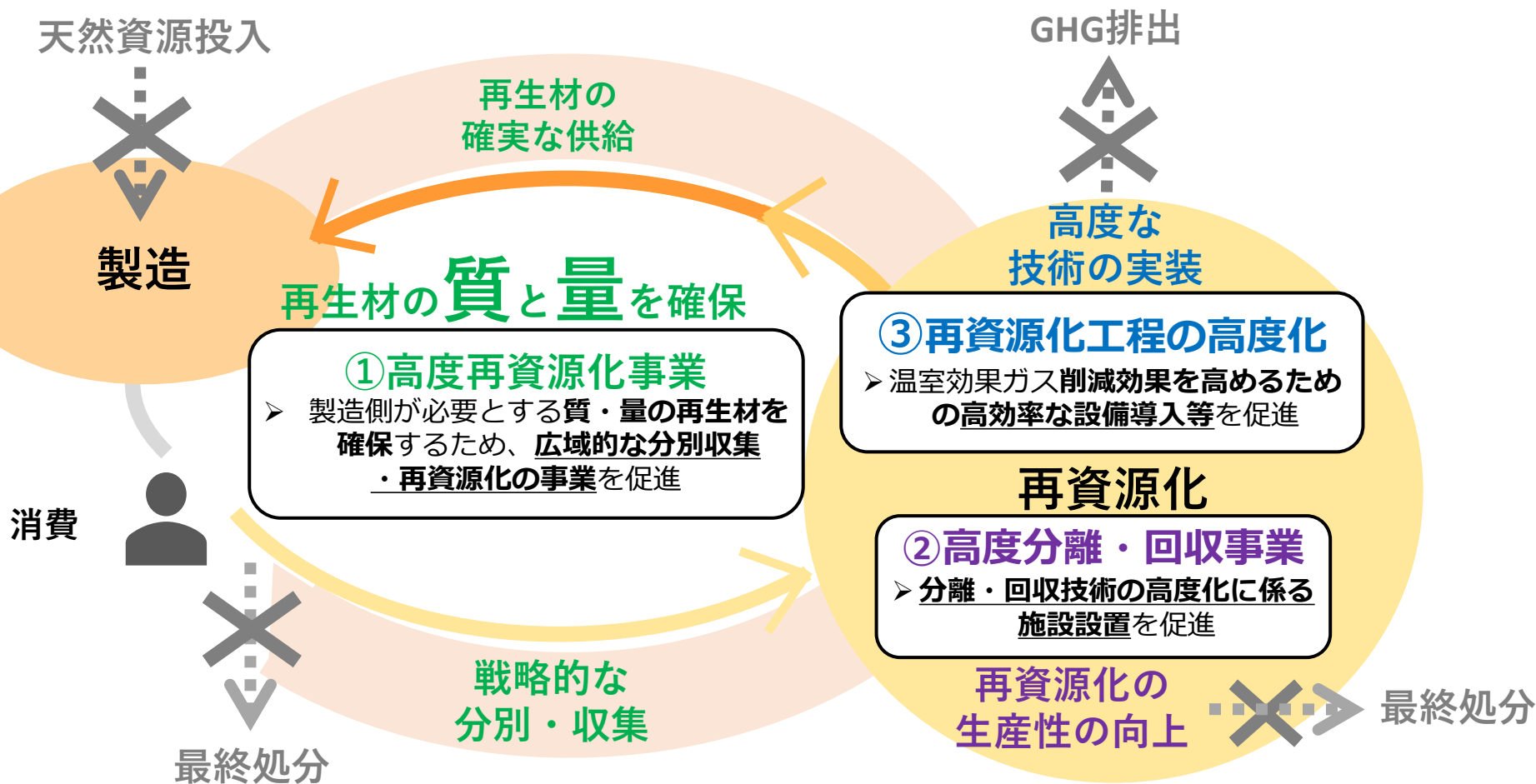
例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

(参考) 認定制度における各類型と資源循環のイメージ

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける制度を創設。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

再資源化事業等高度化法に係る今後のスケジュール



2024年

5月

法律の成立、公布

2025年

2月

法の一部施行（基本方針、判断の基準）

9月末～10月末

政令・省令等の案のパブリックコメントの実施

10月末～11月上旬

政令・省令等の公布

施行に向けた手引き・ガイドライン等の策定

11月21日（目標）

全体施行（認定制度、報告・公表制度※など）

※ 報告義務については、急な負担とならないように考慮

政令・省令等のパブリックコメント案の概要

【パブリックコメント案の概要】 類型① 高度再資源化事業のポイント

制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動静脈連携事業の創出を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業」（再委託含む）や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスマート化（再委託に関する情報把握、収集・運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業
- ✓ わが国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 責任分界点、管理体制が明確であること

【パブリックコメント案の概要】 類型② 高度分離・回収事業のポイント

制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、廃棄物処理法に準じた基準ではカバーできない処理方法については、合理的な処理基準や施設基準

対象となる事業

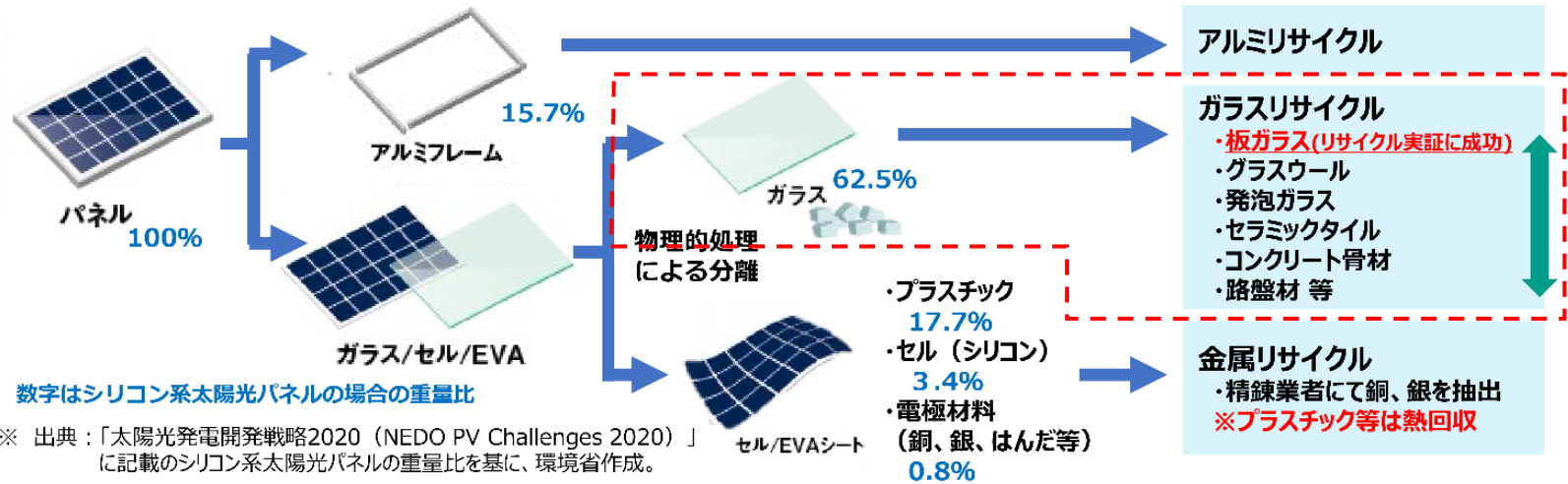
- ✓ 告示で指定する廃棄物（まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を想定）
 - ・ 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
 - ・ 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

事業に求める要件例

- ・ 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- ・ 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- ・ 周辺生活環境に影響がないこと
- ・ その他、必要に応じて廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

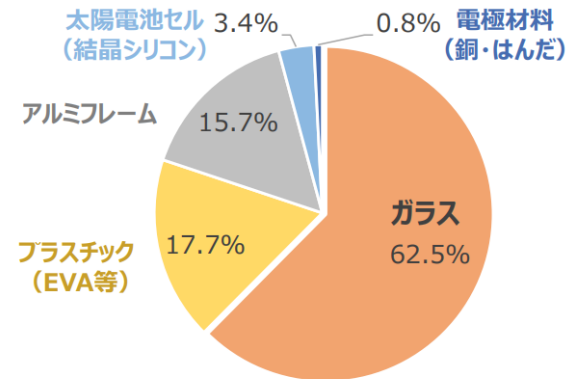
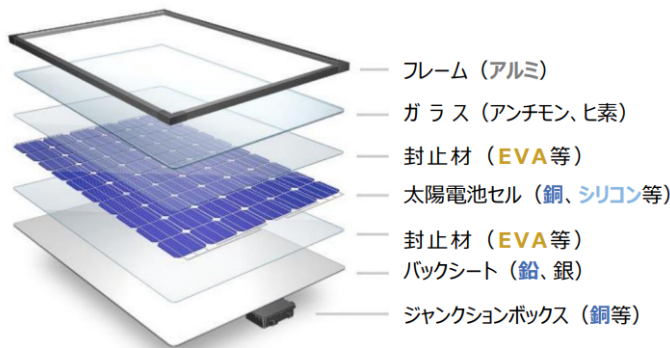
(参考) 太陽電池の処理技術の分類

- 比較的分離が容易なアルミ、銀等が含まれるセルシートの回収のほか、ガラスについては再資源化方法により**板ガラス等の原材料**、路盤材等再生材の品質により用途が異なる。



シリコン系太陽電池モジュールの構造 (有害・資源性物質)

シリコン系太陽電池モジュールの重量構成



※ 上記の重量構成には、ジャンクションボックスを含まない点に留意が必要。

※EVAとは、EVA樹脂 (エチレン酢酸ビニル樹脂) の略

出典)「太陽光発電開発戦略2020 (NEDO PV Challenges 2020) (NEDO)」
「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン (第三版) (環境省)」

【パブリックコメント案の概要】 太陽電池のリサイクル



【類型②認定対象となる高度な太陽電池の再資源化事業】

- 板ガラスの原材料として利用できる品質のガラスを回収できる再資源化事業

処理方法 区分	処理機 / 処理技術	メーカー・開発者	処理技術の特徴 ※1	処理後のガラス ※1	1台あたり能力 ※2
① 切断	ホットナイフ処理	株式会社エヌ・ピー・シー	約300℃に加熱したナイフでEVAを溶融し、ガラスを割らずに、その他の部材と分離する。	- 板状で回収 - ガラス側のEVA残膜厚は0.1mm以下	約10.8 t / 日
② 熱処理	熱分解処理方式	株式会社新菱	窒素雰囲気下の分解炉でEVAを熱分解し、発生したEVA分解ガスを、大気雰囲気下の燃焼炉でLPGバーナーによって焼却する2段階処理を行う。	- 板状で回収 - ガラス品位99.999%	約16.2 t / 日
③ ガラス破碎	ブラスト工法	未来創造株式会社	粒状の投射材料を圧縮エア又はモーター駆動によってカバーガラス表面に噴きつけ、カバーガラスを剥離する。	- 粒状で回収 - 剥離したカバーガラスとプラスト材は、ふるい装置で分別され回収	約2.4 t / 日
	ガラスわーけるⅢ型	廃ガラスリサイクル事業協同組合	- ローラーで大きなガラス片を剥離して、ブラシで、細かいガラスや導線、発電セルなどをそぎ落とす。 - 剥がしたガラスなどは、ベルトコンベヤーで運び、ホッパーで一時的に保管する。	- 粒状で回収 - 一体化した分別工程で、風力選別、色選別、金属検知器を経て各種素材に分別し、ガラス精製システムにより異物を除去する	約9.6 t / 日
	ReSola	近畿工業株式会社	ロール型圧縮破碎に数回通して、ガラスを除去する。	- 粒状で回収 - ガラスの85～90%を回収	約4.8 t / 日
	PVリサイクルハンマー	株式会社チヨダマシンリー	回転リサイクルハンマー打撃工法により、加熱したパネルをハンマーで打撃することでガラスを破碎する。	- 粒状で回収 1回の処理でほぼ完全にガラスを分離可能	約4.8 t / 日

出典：太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 合同会議（第2回）資料1

- 「切断」や「ガラス破碎」については、破碎施設の技術上の基準が参照可能
- 一方で、「熱処理」の熱分解処理方式については、現状では、「炭化水素油又は炭化物を生成する場合」についてのみ詳細な基準が設けられているため、本認定制度を通じて国が対象事業を審査することを前提に、新たに「**太陽電池の熱分離を行う場合**」の基準を告示案で規定。

【パブリックコメント案の概要】 類型② 廃太陽電池の熱分離方法に関する告示案



	焼却処理施設	熱分解処理施設	
		太陽電池 熱分離事業（告示案）	炭化水素油・炭化物生成事業（既存）
法的位置づけ	廃棄物処理施設（要・設置許可）	廃棄物の処分の用に供する施設（設置許可不要※）	
想定される処理	燃焼室に必要な量の空気（酸素）を加えながら、物を燃焼し無害化・減容化	燃焼させないように処理室に 酸素を加えず に約400～500℃まで加熱し、EVA樹脂を分離 処理室に 酸素を加えながら 約400～500℃まで加熱し、EVA樹脂を分離・ 酸化促進	酸素を入れないことで物を燃焼させずに加熱し、炭化水素油又は炭化物を生成
流入空気の規定	空気取入口及び煙突以外に焼却室と外気との接続なし ----- 必要な空気量の供給が可能	特に規定を設けない	分解室内への空気の流入を防ぐ
処理室内能力	燃焼ガスの必要な温度の維持	必要な温度の維持	必要な温度及び圧力の維持
排ガス処理	<廃棄物の燃焼処理能力> 800℃以上 2 秒以上滞留可 200℃以下に冷却可能 ----- 排ガスを生活環境保全上の支障が生じないようにする排ガス処理設備（高度な機能を有するもの）が設けられていること	<生成ガスの燃焼処理能力> 800℃以上 2 秒以上滞留可 ----- 排出口から黒煙の排出なし ----- 排ガスを生活環境保全上の支障が生じないようにする排ガス処理設備が設けられていること	高い生成効率事業以外は、 生成ガスを燃焼させない方法で処理 すること 燃焼させる場合は排出口から黒煙が排出されないこと ----- 生成ガスは生活環境保全上支障が生じないように処理し排出すること
大気汚染物質の基準と測定	【基準】ダイオキシン類：0.1～5.0ng/m ³ 、CO：100ppm （+ 大防法におけるばい煙規制） ----- 【測定】ダイオキシン類：年 1 回、ばい煙量・濃度：6か月に 1 回、CO：連続測定	【基準】・【測定】 廃棄物焼却施設が満たすべき排気ガスの濃度や測定頻度を満たすこと + 生成ガスの中に生じうる フッ化水素 についても、 排気における合理的な自主基準 を設けること	特に規定なし

※ 一般廃棄物の処理能力が5トン/日以上であるごみ処理施設を除く

- 今後、類型②において指定する廃棄物・再資源化事業別に、**廃棄物処理法に準じた基準でカバーできていない場合**には、同様に**合理的な基準**を検討・策定していく

【パブリックコメント案の概要】 類型③ 再資源化工程の高度化のポイント



制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備の更新等を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている「廃棄物処理施設の変更」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要

事業に求める要件例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組を実施していること（優良産廃処分業者の取得、多量排出事業者の処理計画）
- 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
- 定量的指標（GHG）評価

(参考) 再資源化事業等高度化法の事業と廃棄物処理法許可事業の各基準

	廃棄物処理法	再資源化事業等高度化法	
		類型① 高度再資源化事業	類型② 高度分離・回収事業
事業内容の基準	—	高度な再資源化事業に係る ①再生材の安定供給、 ②トレーサビリティの確保 等の独自基準	高度な分離・回収技術に係る 再資源化の生産性の向上 等の独自基準
廃棄物処理施設 技術上の基準	廃棄物処理施設が満たすべき 構造等の基準	廃棄物処理法と同等 + 高度な再資源化に 資する構造	廃棄物処理法と同等 + 高度な分離・回収に 資する構造
廃棄物処理施設 維持管理基準	廃棄物処理施設が満たすべき 維持管理に係る基準	廃棄物処理法を適用	廃棄物処理法を適用
申請者の基準	欠格事由に該当しないこと	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物処理施設及び 申請者の能力の基準	事業を適確に、継続して行うに 足りるものとして定める基準	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物の 処理基準	廃棄物処理（収集運搬、処分 （それぞれ保管含む））に おいて満たすべきの基準	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 + ①事業内容の証明方法、 ②廃棄物の保管方法 等の独自基準	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 + 対象廃棄物ごとの高度な 分離・回収技術に特化した 独自基準

※ 類型③再資源化工程高度化事業における運用に係る各基準は、既存の廃棄物処理法等の規定による。

【パブリックコメント案の概要】 その他の規定

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正】

一般廃棄物における熱分解に係る処理基準の規定に次を加える。

- 認定高度分離・回収事業計画（類型②）に記載された廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設の設備である場合は、再資源化事業等高度化法に基づき環境大臣が定める基準に規定する構造とする。

マニフェストの交付を要しない場合の規定に、次を加える。

- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者の規定に次を加える。

- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定
- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定を受けた者からの委託（当該認定に係る認定高度再資源化事業計画に従って行われる場合に限る。）

【施行日】 （目標）

この法律等は、令和七年十一月二十一日から施行する。

（ただし、特定産業廃棄物処分業者に課す再資源化の実施の状況の報告の制度は、初年度は、事業者の負担を考慮した運用とする予定）